

金ヶ崎町告示第35号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年3月29日

金ヶ崎町長 高橋寛寿



1 都市計画の種類

地域地区（用途地域）

2 都市計画を変更する土地の区域

三ヶ尻荒巻地区、西根地区（南宿内、下谷地）、西根地区（寺下）

ただし、別紙図面のとおり。

3 縦覧場所

金ヶ崎町都市建設課

備考 「別紙図面」は省略し、縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。